

(注) アンダーラインを付した箇所は、改正部分である。

優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、租税特別措置法第14条第1項又は平成8年改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第14条第1項に規定する優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、建物については、「アパート」、「マンション」、「荘」等、建物の名称を（ ）内に記載し、その優良賃貸住宅が租税特別措置法第14条第1項第1号、第2号イ若しくは同号ロ又は旧法第14条第1項第1号、第2号又は第3号イ若しくは同号ロまでのいずれに該当するものであるかを記載します。なお、建物附属設備（旧法第14条第1項第2号に該当する優良賃貸住宅に係る建物附属設備については電気設備（内燃力発電設備及び蓄電池電源設備を除きます。）、給排水設備、衛生設備及びガス設備に限ります。）についてはその設備の名称を（ ）内に記載します。

(注) 1 租税特別措置法第14条第1項第1号又は旧法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「⑩」欄から「⑳」欄までの各欄、租税特別措置法第14条第1項第2号イ又は旧法第14条第1項第3号イに該当する優良賃貸住宅については「⑩」欄から「⑬」欄までの各欄と「⑮」欄から「⑳」欄までの各欄、租税特別措置法第14条第1項第2号ロ又は旧法第14条第1項第3号ロに該当する優良賃貸住宅については「⑩」欄から「⑬」欄までの各欄、旧法第14条第1項第2号に該当する優良賃貸住宅については「⑭」欄から「⑯」欄までの各欄の記載は要しません。

2 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑳」欄までの各欄の記載は要しません。

(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。

イ 「⑥」欄は、（ ）内に建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを で囲みます。

ロ 「⑨」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。

ハ 「⑩」欄と「⑪」欄には、特定附属設備に該当する建物附属設備を含めた、建物全体の取得価額と貸家部分の取得価額をそれぞれ記載します。

ニ 「⑬」欄には、その優良賃貸住宅が平成8年改正前の租税特別措置法施行令第7条第2項第4号イ又はロのいずれの要件を満たすものであるかを記載します。

ホ 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除いた専用床面積を記載し、同一の床面積である各独立部分の戸数を（ ）内に記載します。

へ 「⑱」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを で囲みます。

ト 「⑲」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを で囲みます。

チ 「⑳」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の家賃が、公営住宅法第12条第1項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める方法（平成4年3月31日付建設省告示第930号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを で囲みます。

リ 「㉑」欄は、該当する償却方法を で囲みます。

なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法となります。

(3) 「償却費の計算」欄の「㉒」欄は、「㉒」欄の（ ）内に記載した耐用年数の区分に応じ、その耐用年数が35年以上であれば「170」（平成8年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「165」、平成10年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「155」、平成12年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「144」）、35年未満であれば「150」（平成8年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「147」、平成10年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「140」、平成12年4月1日以後に取得等した租税特別措置法第14条第1項第1号に該当する優良賃貸住宅については「132」）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第14条